

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称：こども発達支援センター	種別：児童発達支援センター	
代表者氏名：加藤 里美	定員（利用人数）：80（348）名	
所在地：愛知県岡崎市欠町字清水田6番地4		
TEL：0564-21-6431		
ホームページ： https://www.okazaki-fukushi.or.jp/shisetsu/kodomo		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成29年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 岡崎市福祉事業団		
職員数	常勤職員： 34 名	非常勤職員： 31 名
専門職員 ※2025.11.1現在	管理者 1名	言語聴覚士 2名
	児童発達支援管理責任者 2名	作業療法士 1名
	保育士 43名	理学療法士 1名
	児童指導員 7名	看護師 4名
	臨床心理士 5名	管理栄養士 1名
	公認心理師 2名	嘱託医 3名
	臨床発達心理士 1名	運転士 1名
施設・設備の概要	（居室数） 11室	（設備等） 訓練室・リハビリ室
		相談室・観察室・ランチルーム
		調理室・事務室・中庭・園庭
		医務室兼静養室・水遊び場
		遊戯室・会議室・応接室・倉庫
		トイレ・収納庫・託児室・授乳室

③理念・基本方針

【法人理念】

岡崎市福祉事業団は、幼児期から学齢期までの児童通所支援の提供を基本とする中で、ご家族や保育園・学校など関係機関へのサポートも行うことにより、お子さんが健やかに成長できるよう地域の支援力向上に貢献します。

【事業所理念】

発達に心配のある子どももそうでない子どもも ともに生まれ育った地域で自分らしく生き生きと笑顔で生活できるよう 発達支援の拠点機能を果たします。

【支援方針】

- ・個々への支援を実施し、生活能力の向上に必要な支援を行います。
- ・社会との交流を促進するために、コミュニケーションを学ぶ場を提供します。
- ・ご家族様への相談援助や関係機関との連携を実施し、常にお子さん及びご家族様の立場に立ってサービスの提供を行います。

④施設・事業所の特徴的な取組

【利用しやすい環境】

・こども発達支援センターは「こども発達センター」内にあり、発達支援・相談・医療を総合的に受けることが出来る。また、託児室、授乳室、ランチルームが併設されており、保護者が利用しやすい環境が整っている。

【家族を含めた包括的な療育支援】

・児童への療育支援に加え、家族支援やきょうだい支援、ペアレントメンターの育成など、家庭全体を視野に入れた多角的な支援に取り組んでいる。子どもの発達を家庭環境と一体的に捉えた支援の実践は、児童発達支援センターとしての専門性を活かした取組といえる。

【福祉人材の育成への取組】

・実習生の受け入れを積極的に行い、職種別の実習プログラムやマニュアルを整備するなど、専門職育成に向けた体制が整えられている。また、実習指導者研修への参加や保育士養成校との連携、中学生の職場体験、高校生ボランティアの受け入れも行い、将来の福祉人材育成にも寄与している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7年 7月 1日（契約日）～ 令和 8年 3月 31日（評価決定日） 【令和8年1月21日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (令和2年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

【理念・方針の定着】

・法人理念や基本方針はパンフレットやホームページ、施設内掲示など多様な媒体で公開されている。職員に対しては理念カードの携帯や週初めの唱和などを通して日常的な意識化が図られており、理念を組織文化として定着させる工夫が見られる。

【管理者のリーダーシップ】

・施設長は現場巡回や職員との面談を通じて職員の相談に応じるとともに、研修機会の確保や行政との連携などを通して職員の専門性向上を支援している。家族支援・きょうだい支援等、療育の質向上に向けた方向性を明確に示し、職員の資質向上に取り組んでいる。

【個別ニーズに即した療育支援の体制整備】

・支援プログラムや療育マニュアルが整備され、標準的な実施方法に基づいて福祉サービスが提供されている。また、言語聴覚士や管理栄養士、看護師等の多職種が連携し、こどもの発達段階に応じた環境整備をきめ細かく行っている。

・給食を直営で運営しており、細かな食形態やアレルギーの除去等に対応している。管理栄養士、言語聴覚士等の専門職が直接療育室に出向き、実際の今日の子どもの様子を把握し、担当職員等と連携しながら最適と思われる食事の形態を模索し、提供している。

【地域との交流・地域貢献】

・保育園や小学校との交流、ボランティアや職場体験の受入、夏まつりやクリスマス会の開催等、様々な方法で地域社会との交流に取り組んでいる。

・法人として子ども食堂の運営、父母講座の開催、遊戯室の開放、きょうだい支援等、地域福祉への貢献活動をしている。

◇改善を求められる点

【事業計画・ビジョンの具体化】

・中長期計画の2年度目以降の具体的な道筋や達成基準を明確にし、将来の展望をより鮮明に示すことが望まれる。

・現状の単年度計画が重点取組事項に偏る傾向がある。単年度事業計画には事業所の年間活動全般を網羅するとともに、保護者にも分かりやすい説明資料の作成を期待したい。

・地域の防災拠点として役割が果たせるように、積極的に地域に働きかけていくことを期待する。

【役割の明文化】

・職種・職位ごとの役割を定義した「職務分掌」の作成を期待したい。また、人事評価の客観性を高めるため、「専門職の特性を考慮した人事評価基準」の策定も望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審は、事業所としては2度目であるが、多くの職員にとっては初めての受審となった。自己評価をする中で、日頃の取り組みを改めて振り返ることができ、新たな気づきがあった。

また、一部の職員のみで回答するのではなく、常勤職員がグループとなり担当項目について検討したことは話し合いを深めることができた。

今回の受審で指摘をいただいた事項については、改善に取り組み、結果を公表したい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの

三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	②・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の理念や基本方針は、児童発達支援としての使命を反映した内容で策定され、パンフレットやホームページ、施設内掲示等で広く公開されている。職員に対しては、年度当初の説明に加え、理念カードの携帯や週初めの唱和を習慣化することで、日常的な意識化と理解を促す工夫が見られる。保護者へも契約時に重要事項説明書を通じて丁寧に伝えており、多様な媒体を用いて組織の目指すべき姿を内外に浸透させるための継続的な取り組みが図られている。</p>			

I-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	②・b・c
<p><コメント></p> <p>行政の事業者説明会や療育者会への参加を通じ、社会福祉事業全体の動向を多角的に収集している。地域の児童の状況や過去の実績を踏まえた利用計画を策定するほか、行政担当課と連携して目標指標に基づく課題分析を継続している。経営面においても、月次および中間期の進捗を実績値から検証しており、外部環境の変化と内部の収支状況を連動させて把握する取組が見受けられる。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	②・b・c
<p><コメント></p> <p>法人や事業所単位での収支分析を全職員で共有し、経営への参画意識を高める工夫が見られる。月2回の経営会議や理事会を通じて、現場の運営状況から抽出された課題を多角的に分析する体制が構築されている。年度末の事業報告に加え、月次や中間期の経営分析も実施されており、明確化された経営課題は「重点取組事項」として組織全体に浸透させている。これらを事業計画に反映させることで、課題解決に向けた具体的な実践を組織的に進めている。</p>			

I-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・②・c
<p><コメント></p> <p>3ヶ年計画を軸に、重点取組事項や療育の使命を盛り込んだビジョンが構築されている。数値目標による定量的な評価指標を導入し、ローリング方式で毎年度の見直しを行うなど、計画の実効性を高める工夫が見受けられる。一方で、事業所独自の中長期計画書の策定や、将来像に向けた年度ごとの具体的な道筋の明確化が十分ではない。計画の2年度目以降の実施内容や評価基準を具体化し、将来の展望をより鮮明に示すことが望まれる。</p>			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・②・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画との整合性を図り、重点取組事項や会議の実施回数などを盛り込んだ単年度計画が策定されている。事業報告時には各項目の実施状況を評価し、次年度へつなげる体制が見受けられる。一方で、単年度事業計画の内容が中長期目標の達成に偏る傾向にあり、年間を通じた事業所活動全般の網羅が求められる。また、会議の回数といった量的な指標に留まらず、目的の達成度など質の面からの判断基準や成果目標を具体化することも期待したい。</p>			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a・b・c
<p><コメント></p> <p>支援センター会議を通じて職員の意見を事業計画に反映させ、策定後は各自の個人目標へ落とし込むことで組織的な連動を図っている。法人の定めた手順に沿って中間期や年度末に進捗確認と実績分析を行い、その結果を次期計画へ繋げるサイクルが構築されている。また、計画書は回覧やホームページでの公開により共有され、予算管理も担当リーダーへ周知されている。今後は重点取組事項中心ではなく、年間の活動全体を含む単年度事業計画を策定し、振り返り結果を次年度の計画に反映させる取組を期待したい。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページでの公開や契約時の説明、LINEを活用した行事などへの協力依頼など、多様な手段で事業計画の周知を図っている。変更が生じた際も迅速な情報発信に努めているが、現状では保護者や利用者に直接関連する箇所みの説明に留まっており、事業計画の提示方法の検討が課題と思われる。また、事業計画が重点事項に特化した内容であり、年間活動を網羅的に記載した分かりやすい資料作成がなされていない点は、保護者の理解を妨げる要因となっている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a・b・c
<p><コメント></p> <p>多角的な視点から支援の質を見直す仕組みを構築している。自己評価や保護者評価を定期的実施し、結果を公表することで客観性の確保に努めている。また、外部の第三者評価の受審により、専門的な知見から現状を把握する機会を設けている。現場では、個別支援計画のモニタリング結果を部署会議で共有しており、定期的な振り返りを通じて支援内容の評価と改善を繰り返すサイクルが組織的に展開されている。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価や自己評価、保護者評価の結果を文書化し、施設長の決裁を経て具体的な改善策へと繋げる組織的な仕組みが構築されている。評価結果は全職員への回覧やファイル保管によって常時閲覧可能な状態にあり、会議での分析を通じた課題抽出から改善案の策定、実施、結果のフォローアップまでが一連の手順として定着している。客観的な評価を単なる確認に留めず、実効性のある計画的な改善サイクルとして機能させている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は年度初めに書面を配布し、理念や運営方針を説明するほか、日々の朝礼で課題を共有し、自らの役割と取組の方向性を明確にしている。一方、専門職集団として各々の役割が自明視されているため、職員の職務分掌が十分に明文化されていない。職務を明確にし、組織的な責任体制をより客観的に整理することが求められる。</p>		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a・b・c
<p><コメント></p> <p>障害者総合支援法をはじめ、環境や施設管理など広範な分野の法令把握に努め、事業所連絡会や行政の事業者説明会を通じて最新の制度改正情報を収集している。管理職研修や虐待防止、個人情報保護といった多角的な研修への参加により、組織的な遵守体制の強化が図られ、会議や朝礼で職員への周知も行われている。現状の自己評価に法令遵守の項目が含まれているが、福祉分野が中心であり、雇用や労働、消費者保護、防災等の幅広い視点を含むチェックリスト等による法令の遵守状況の把握を期待したい。</p>		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は現場を巡回して部署ごとの相談に応じるほか、業務改善提案制度を通じて職員の意見を吸い上げる体制を整えている。人事評価面談では個々の目標達成を支援し、行政との交渉や講師の招聘を通じて、職員が質の高い研修を受講できるよう環境を整備している。特に家族支援やきょうだい支援、ペアレントメンターの育成といった多角的な視点から療育の質の向上を目指しており、組織の進むべき方向性を具体的に示している。</p>		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、業務手順の見直しやデジタル化の推進、外部講師によるスキルの底上げなど、実効性の高い運営体制の構築に注力している。業務改善制度を通じて職員の意見を吸い上げ、チーム制の導入や役割のローテーション、責任体制の明確化を図ることで、組織の柔軟性を高める工夫が見られる。PDCA サイクルを活用しながら業務の遂行能力を組織的に向上させており、経営の効率化と療育の質的な進化を両立させるための指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>障害者総合支援法や指定管理の要求水準に基づき、法人と連携して必要な人員を確保している。SNS による発信や就職説明会、実習生の積極的な受け入れを通じて人材確保に努める一方、新規採用者には法人と事業所の双方で計画的な研修を実施している。特にチューター制による OJT は法人に先駆けて試行しており、育成体制の強化が図られている。今後は実施後の成果や課題を精査し、OJT を早期に制度として確立させることが望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像や職位ごとの行動基準を明文化し、人事評価制度や採用・昇進等の基準とともに業務支援システムで職員への周知を図っている。自己申告票や面談を通じて職員の意向を把握し、処遇改善を経営会議で検討する体制も整えられている。一方で、専門職特有の評価基準が明文化されておらず、現状は面談を通じた目標管理や行動達成度に依拠している。評価の客観性を高め属人性を排除するために、法人統一の専門職の評価基準の策定を期待したい。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保 16	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>勤怠管理システムによる就業状況の把握や、毎年の意向調査、定期的な健康診断およびストレスチェック等により、職員の心身の健康と意向を多角的に把握している。有給休暇は概ね希望通りに取得できており、時間外労働も抑制されるなど良好な労働環境が維持されている。衛生委員会の開催や産業医との連携も図られているが、施設内に掲示された相談窓口の存在が職員へ十分に浸透していない面が見受けられ、周知に向けた継続的な工夫が求められる。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価制度を通じて「期待する職員像」を明示し、個々の能力に応じた目標設定を促している。期初には施設長が目標の妥当性を確認し、期末の振り返りにおいて客観的な判断を可能にするため、可能な限り定量的な目標を導入している。中間面談による進捗確認や、期末の評価面談を通じた具体的な指導も実施されており、年間を通じた伴走型の対話を通じて、職員一人ひとりの成長と次年度への課題克服を組織的に支援する体制が整っている。</p>		

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>理念や児童発達支援ガイドラインに基づき必要な専門技術の把握に努め、法人や市、他施設との交流など多角的な研修への参加を促進している。内部研修では事後アンケートを計画に反映させ、外部研修も予算編成時に見直しを図る体制がある。一方で、研修計画・実績が主催機関ごとに管理されているため、研修の体系的な一元管理に向けた仕組みの整備が求められる。</p>		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保有資格の把握に加え、階層別や職種別、テーマ別の研修、随時の外部研修への案内を通じて、出来るだけ多くの職員が研鑽を積めるよう勤務調整や参加勧奨に努めている。今年度からはチューター制による新任者への個別 OJT を開始し、昇格者への実務支援も実施されている。受講後は復命書の作成や職場報告を通じて成果の共有を図っているが、今後は事業所に必要なスキルと個々の習熟度を可視化し、より確実かつ効果的な受講管理を行う体制の構築が望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>実習生は可能な限り引き受けるという基本方針のもと、養成校と密接に連携し、毎年 10 名程度の受け入れを継続している。保育士や言語聴覚士など職種別の個別プログラムやマニュアルを整備し、事前オリエンテーションを通じて理念や支援方針を周知する体制を整えている。実習指導者研修への参加や学校側との研修内容の事前確認、担当教員の訪問受け入れも実施されており、専門職の育成に向けた組織的な支援体制が構築されている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページにて理念や事業計画・報告、決算情報等を公開し、苦情対応体制や保護者評価の結果も公表しているが、事業計画等の内容は法人の共通様式に留まっており、事業所独自の活動内容が十分に反映されていない。また、第三者評価の受審結果に基づく改善状況が自社サイトで公開されていないほか、リーフレットの配布先も限定的で地域への役割周知には至っていない。情報公開の質を高め、より広範な透明性の確保を図ることが求められる。</p>		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人法に準拠した経理規定を整備し、関係職員への周知を通じて適正な会計実務の基盤を構築している。公認会計士による監査に加え、会計に特化した外部監査を定期的に受審し、監事による内部監査と併せて客観的なチェック体制が機能している。監査で得られた意見については、理事会や経営会議等で速やかに検討・改善を図る仕組みが定着しており、経営の公正さと透明性を維持・向上させるための組織的な取り組みが見受けられる。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>経営理念に基づき、地域に根ざした活動を推進している。近隣の保育園や小学校との定期的な交流に加え、高校生のボランティア受け入れや、夏まつり等の行事を通じた住民との触れ合いの場を確保している。スーパーでの買い物体験など、子どもが地域社会に溶け込む機会を設ける一方、保護者には掲示板や相談を通じて多様な社会資源を紹介している。地域住民や他機関との多角的な接点を持ち、子どもの生活圏を広げる取組が見受けられる。</p>		

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>将来の福祉人材の育成を視野に入れ、中学生の職場体験や高校生ボランティアを積極的に受け入れている。ボランティア受入規程に基づき、事前説明や現場での適宜の助言を行う体制を整えるとともに、特別支援学校の職員見学も受け入れている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>行政が公表する事業所リストの活用や、関連施設の資料のファイリングを通じて、必要な社会資源の把握・共有に努めている。また、自立支援協議会や早期療育支援検討会、特別支援教育の連絡会など、多様な会議体へ積極的に参画している。自立支援協議会の専門部会等で意見発信を行うほか、児童相談所やこども家庭センターとも要保護児童への対応で緊密に連携しており、地域ネットワークの中で適切な役割を担う体制が整っている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>自立支援協議会の専門部会や事業者連絡会への参画、行政の発達相談センターとの連携を通じて、福祉ニーズの収集に努めている。また、法人が運営する相談支援事業や居宅介護支援事業からの情報を活用するほか、六市療育者会や近隣保育園との交換研修を実施し、現場レベルでの具体的な課題把握を並行して進めている。このように多様なネットワークを介して地域のニーズを多角的に吸い上げる体制が構築されている。</p>		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の事業計画に基づき、こども食堂や夏祭りへの住民招待など多彩な公益活動を展開している。事業所単位でも、きょうだい支援や遊戯室の開放に加え、特別支援学校や他事業所の職員を対象とした体験受け入れを行い、地域の支援力向上に寄与している。また、父母や支援者向けの講座を通じて専門的知見を地域に還元するほか、帰宅困難者用の備蓄品を整備するなど、福祉拠点として地域の多角的なニーズに応える取組が継続的に実施されている。法人として取り組んでいる福祉避難所としての市との協定も視野に入れて、体制の整備を検討している。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>常勤職員は毎週月曜日に子どもを尊重する保育理念の掲示と唱和を通じて共通理解を深めている。年度初めの職員会議では基本姿勢を共有し、その内容が支援計画や運営計画に反映されている。利用者ごとのアセスメントやモニタリングも定期的の実施され、個々に応じた支援が行われている。日々の関わりでは、こどもが順番を待つ、友だちと玩具の貸し借りを促すなど他者を尊重する姿勢を育む働きかけが見られ、性別による固定的な扱いを避ける配慮も行われている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規定や虐待防止指針が整備され、新規採用時研修やオンライン研修を通じて職員への周知が進められている。施設環境では、トイレの衝立や個室相談室、個人ロッカーの整備など、安心して利用できる環境づくりが図られている。契約時には重要事項説明書を用いてプライバシー保護を丁寧に説明し、保護者の理解促進に努めている。加えて職員はカメラや携帯を持ち込まないルールを守っている。犯罪防止の観点から隠しカメラの有無について定期的に点検することも視野に入れるとさらによい。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>パンフレットはホームページで入手でき、公共施設でも配布され、写真や図を用いた分かりやすい内容となっている。見学希望者には個別対応を行い、見学後には療育内容や利用手続きについて丁寧に説明している。外国語版パンフレットはないが、携帯の翻訳機能の活用や、聴覚障がいのある方への手話通訳の導入等、合理的配慮が行われている。利用案内や情報提供は適宜見直され、最新情報の提供に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育開始時や利用内容変更時には、契約書や重要事項説明書を用いて丁寧に説明が行われ、保護者が内容を理解しやすい体制が整っている。変更時には個別の時間を確保し、相談支援事業所と連携しながら迅速に対応している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>就園に向けた調査票の作成や移行先との引継ぎを実施し、利用終了後も保護者からの相談に応じている。法人内の相談支援事業所とも連携し、終了時には担当者情報を記載したパンフレットを配布するなど、継続的な支援につながる工夫がある。岡崎市のそよ風相談では特別支援学校担当者が一日子どもの様子を観察し、療育の継続性に配慮している。相談窓口は所長が担っている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>親子通所では子どもの様子を共有しながら情報交換を行い、満足度を把握している。年度末には利用者アンケートや給食嗜好調査、個別・クラス懇談会、専門職による相談など、多様な利用者の意見を受け止める機会が設けられている。父母の会や講座後のアンケートも実施され、結果は検討会議で共有され、利用時間延長や給食選択制導入など具体的な改善につながっている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内には制度案内ポスターを掲示し、第三者委員や苦情受付担当者、外部機関の連絡先を明示している。アンケートに加え、匿名で意見を提出できる意見箱も設置され、多様な利用者の声を受け止める体制がある。入所初期の不安や欠席連絡の加算に関する不満など個別の声にも丁寧に対応している。苦情発生時には調査・報告・記録を行い、組織内で共有して改善につなげる等の運用が図られている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>心理・栄養・リハビリなどの相談をリモート・電話・対面で受け付け、個別懇談会も実施するなど、多様な相談手段が確保されている。心理相談の案内を毎月配布することで、相談窓口の存在が継続的に周知されている点も評価できる。</p> <p>相談は相談室などの個室で行い、プライバシーに十分配慮した対応が取られており、保護者が安心して意見や相談を伝えられる体制が整っている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>対面・電話・連絡帳など多様な手段で受け付け、必要に応じて上司と確認しながら保護者の立場に立った対応を行っている。意見箱や年 1 回の保護者アンケートにより幅広い意見を把握している。相談内容は個別記録に残し、マニュアルに沿って誠実に対応しており、苦情受付の初期対応マニュアルも適宜見直されている。毎月無記名の相談カードを配布し、大きなクレームになる前の早期対応にも努めている。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>月 1 回の会議で課題を共有し、安全計画を全職員に周知している。リスク衛生委員会では自動扉の閉め忘れなどのひやりはっと事例を共有し、他施設の事例も朝礼で伝達するなど、日々の支援に活かす工夫がある。事例発生時には改善策を検討し周知しており、救命講習や救急要請訓練も年 1 回実施されている。これらの取組は定期的に見直され、継続的な改善につながっている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルに基づき、麻疹など重大な感染症への対応を職員に周知し、発生時には手洗い・マスクの徹底や消毒範囲・濃度の強化など適切な対策を実施している。リスク衛生委員会での共有やオンライン研修、手洗い・ガウンテクニックの勉強会など、職員の感染対策スキル向上にも努めている。岡崎市の感染症サーベイランスを毎週確認し、状況に応じて注意喚起や隔離対応、消毒強化を行うなど柔軟な対応が取られている。健康管理マニュアルは毎年見直され、保護者へは LINE や掲示板で情報提供を行うなど、連携と情報共有も適切に図られている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>災害対応マニュアルおよび事業継続計画を整備し、これに基づいて対応を実施している。保護者や職員とは LINE を活用して安否確認を行う体制が整えられているほか、備蓄品については管理栄養士が定期的に期限を確認し、適切に入れ替えを行っている。</p> <p>職員には地域の防災訓練への参加を促すなど、災害対応力の向上に向けた取り組みも継続して行われている。一方で、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体との連携については、現状では十分とは言えず、より体系的な協力体制の構築が今後の課題である。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>療育マニュアルや支援プログラム等、保育についての標準的な実施方法が文書化されている。支援プログラムはホームページで公開され、それに沿って適切な支援が行われている。全職員に配布され標準的な実施が徹底されていて、各部署で具体的な実施方法を示したマニュアルを使い、朝礼・夕会で振り返って改善につなげている。さらに、子どもの発達段階に応じた支援方法を多職種で検討し、質の高い療育提供に向けた組織的な取り組みが進められている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年度末の職員会議において、行事を含む年間の取り組みや造形・音楽・体育などの課題遊びは、要所で振り返りを行い、療育マニュアル、支援計画等の標準的な実施方法に反映されている。年度末には保護者アンケートを実施し、結果を共有して次年度の改善点を協議することや児童発達支援評価表を毎年公表し、その結果を基にさらに改善策を検討するなどの仕組みが確立されている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>児童発達支援管理責任者を中心に、通所形態ごとの専用様式を用いて入所 1 か月後・夏秋・冬の年 3 回の評価を行い、記録は個別ファイルに整理され、必要に応じて関係機関とケース検討会を実施し、就園後・就学後の支援体制についても連携を図ってアセスメントは日常的に最新に保たれている。さらに、支援プログラムに基づき年 2 回個別支援計画を作成し、保護者への聞き取りやカンファレンス後の懇談会を通じて意向を丁寧に指導計画に反映している。さらに、リハビリスタッフの専門的評価や医師を含む関係機関との連携も加え、支援内容を継続的に見直している。</p>		

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年 2 回の見直し時期を明確に定め、担当者会議で計画内容を共有しながら、6 か月ごとの定期的な見直しに加え必要に応じた随時修正も行っている。個別支援計画書は利用者ニーズに基づき 5 領域で整理され、課題が把握しやすい構成となっている。また、モニタリングやアセスメントを通じて課題を明確化し、その結果を次回の個別指導計画に反映するなど、継続的な改善につながる運用が行われている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>個別支援計画に基づく支援内容は半年ごとのモニタリングで確認され、記録方法のルールも明確に定められている。児童発達支援管理責任者が全記録を確認し、各書類に決裁欄を設けて回覧することで、記録の質と透明性が確保されている。また、朝礼や会議を通じて日々の支援状況を共有し、業務支援アプリや共有フォルダを活用することで、職員間の情報共有が円滑に行われている。これらの取組により、組織的で一貫した療育支援が実施されている点が評価できる。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>記録は法人の個人情報保護規程に基づき適切に保管され、書庫の施錠など漏えい防止策も講じられている。個人情報保護管理者を設置し、職員は入職時に誓約書へ署名するとともに、オンライン研修を通じて個人情報保護の内容を周知している。</p> <p>また、保護者には入所時に個人情報使用同意書に基づき説明を行い、同意を得るなど、外部との情報管理においても適切な手続きが整えられている。さらに、事務室への入室には個人認証のテンキー入力、個人情報を守る必要がある訓練室などは職員個人の指紋認証での入室を行うなど、物理的なセキュリティ対策も講じられている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1 -(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>発達に心配のある子どもそうでない子ども、ともに、生まれ育った地域で自分らしく生き生きと笑顔で生活できることを理念に、療育にかかわる様々な職員の話し合いを基に児童発達支援管理者会議にて検討し作成し、ホームページに公開して誰でも閲覧できるようになっている。職員会議などで定期的な評価を行い次の作成に活かしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1- (2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>室内の環境が常に適切な状態に保持できるよう、毎朝遊具点検を行い、療育開始前、終了後には療育室や玩具の清掃消毒を毎日行っている。子どもが安心して過ごすことができるよう、光や音、体を揺らす遊び等を工夫し取り入れている。静養室には、癒しの効果が上がる装置を導入し、気持ちが落ち着くまでゆっくりと時間を取るようにする等子どもが心地よく過ごすことができる環境が整えられていて、職員も利用できるようになっている。</p>		
A-1- (2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「相談カード」を活用して家庭での困りごとに気づけるようにし、発達調査票等から家庭環境や子どもの発達状況を把握している。子どもの表情やしぐさから気持ちを読み取り、感情を受けとめながら寄り添い、気持ちの表出を促している。子どもには事前に予定を伝えて見通しを持てるようにし、不要な「せかす言葉」は控えている。また、制止は子どもに危険が及ぶ場合に限定している。複数担任制のメリットを活かし、子どもへのかかわりについて職員同士で留意し合い、援助内容について気づき合えるよう工夫している。</p>		

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの特性やペースに合わせて生活習慣が身につくように環境づくりを行い、保護者と相談しながら、無理のないスモールステップで生活習慣を身に付けられるように支援している。子どもが「自分でやってみよう」とする気持ちが持てるようなわかりやすい環境をつくっている。やれるようになったことを認め、一緒に喜び合うことで自信を持って次の行動への意欲につなげている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>親子・単独通園ともに子どもの発達や興味に応じた環境を整え、設備や多様な遊び場を用意し、自分で活動を選べるようにしている。写真や絵カードで一日の流れを示し、意欲を引き出している。遊戯室や中庭、公園を活用し、全身を使う遊びや自然体験を取り入れ、職員も参加しながら、子ども同士の関わりを仲介し、他児とのかかわる経験を促している。親子通園では、保護者が子どもの「自分でやろうとする気持ち」に気づくことができるよう援助している。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>該当なし</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの主体性を尊重し、自分でやろうとする姿を認めたり、さりげなく介助したりすることで子どもの達成感につながる療育を行っている。支援プランに沿って家庭では得にくい感覚遊びを取り入れ、安全に自由に活動できる環境を整えている。子どもの気持ちに寄り添い、興味や状況に合わせた遊びを提供しながら、職員も同じ目線で楽しさを共有することで意欲を育てている。親子通所を通して保護者と専門職員が連携し、親子の愛着関係を育むことを大切にしながら、支援の方向性を共に考えている。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢や発達段階に応じた活動内容を考え、興味や関心を引き出す玩具を提供しながら協同遊びを促している。個々の発達に合わせた個別支援計画を作成し、年齢別ではなく一人ひとりに応じた支援を心がけている。子どもの様子は連絡帳などを通して保護者と共有し、地域の園や就学先の小学校へも必要に応じて書面で情報提供を行い、関係機関との連携を図っている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>施設は段差のないバリアフリー構造となっている。エレベーターには子どもが触っても安全であるようにボタンに工夫を凝らしている。各部署では月案と個別支援計画を関連づけて作成し、定期的なモニタリングを通して子どもの成長に応じた療育を行っている。職員は定期的な施設内研修を受講し、支援に必要な知識を深めている。保護者とは送迎時の会話や連絡帳で情報共有を行い、必要に応じて医療機関とも連携して助言を受けている。父母講座は年間 25 回開催し、保護者同士が交流し、「一人ではない」という孤立感を持つことがないようにしている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>写真や絵カードで 1 日の流れを視覚的に示し、急な変更等が少ないように配慮し、見通しを持って過ごせるよう支援している。室内には畳やクッション、必要に応じて布団を用意し、安心して落ち着ける環境を整えている。刺激を減らすために場所の変更や衝立を活用し、穏やかに過ごせるよう配慮している。発達に応じて異年齢間の関わりが生まれるよう職員が仲介している。食事やおやつは毎日同じ時間に提供し、生活リズムの安定を図っている。朝礼で確認した連絡事項は出席簿裏面に記載し、口頭でも引継ぎを行っている。療育後には子どもの様子を職員間で共有し記録しており、保護者とも連絡帳や懇談会、必要に応じて電話やメールで連携している。</p>		

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>個別支援計画に小学校との連携や就学に関する項目を位置づけ、就学を見据えて発達段階に応じた身辺自立の獲得を促している。スリッパの履き替えなど小学校生活に必要な具体的動作も連携して支援している。日常の会話では小学校生活を意識できる話題を取り入れ、就学先の見学機会も設けている。卒園・就学した子どもの保護者から経験談を聞く場を設け、就学後に利用できる福祉サービスの説明も行っている。就園・就学先の教職員と情報共有し受け入れ体制を整えるほか、体験療育を通して当センターの支援内容を知ってもらう機会としている。</p>		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症も含めて子どもの体調変化や怪我などの健康情報は、施設内だけでなく家庭での様子も含め保護者や関係職員と共有し記録を更新している。看護師を中心に保健計画を作成し、「健康に関するマニュアル」に基づき看護師が観察・処置・記録を行い、マニュアルは年1回の見直しをしている。健康診断の問診票を年2回配布し、既往歴や予防接種状況を把握しているほか、特記事項は連絡帳や電話で情報提供を依頼している。年4回の保健だよりや父母講座を通して、健康方針やSIDSに関する情報を保護者と職員へ提供している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>健診結果は記録し、職員間で共有している。結果を踏まえて個別の支援計画を作成し、療育の中では手洗いや歯みがきなどの生活習慣が身につくよう「慣れる」ことを目標に子どもにわかりやすい方法を工夫して働きかけている。健診結果は、健診当日保護者へ速やかに伝達している。治療が必要と判断される場合には、受診を勧め、家庭と連携しながら子どもの健康管理に努めている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>アレルギーが判明した際は医師の指示書に基づき除去食を提供し、誤食防止のため専用席を設けて、担当職員が食事介助を行っている。管理栄養士が毎朝献立をチェックし朝礼で読み合わせをしている。アレルギー対応食は見た目の差が出ないように配慮している。エピペンについては、研修を受けた職員の適切な管理のもと園で保管し、降園時には家庭に持ち帰っている。てんかん発作のある児については消防署とも連携し、発作時対応や救急搬送の基準を共有し、その他の難病児には活動ごとに医師の指示書を基に保護者と内容を確認し、必要に応じて通院同行も行う。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>食育活動を年3回各クラスで行い、園庭での野菜収穫やおやつ作りを通して食への関心を育てている。職員と一緒に食事をする中で楽しさを感じられるようにし、集中が続かない場合は席の配置を工夫して落ち着いた環境を整えている。苦手な食材には別盛り対応や声掛けを工夫し、少しずつ挑戦できるよう支援している。食形態は7段階で提供し、言語聴覚士と連携して子どもの体調に応じて食形態を変更する配慮を行っている。食具は個々に合わせて使い分けている。成長曲線を基に食事量を調整し、配膳も個別に検討し、食育の取り組みは給食だより等で保護者へも発信している。1階にはセンターを利用する保護者も食事ができるようランチルームが設置されていて、施設を利用する子どもが食べている昼食を味わうことができる。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>担当保育士、言語聴覚士、看護師、管理栄養士が日々情報共有を行い、子どもの発育やその日の体調に配慮した対応ができるように綿密な検食を実施している。管理栄養士は毎日ミールラウンドを行い、子どもの食事の様子や好き嫌いを把握している。調理員も4月に給食喫食時のクラス訪問を行い、子どもの喫食状況を確認している。残食記録や検食簿の内容を日々の献立作成に反映し、行事食や季節に合わせた野菜や旬の食材を取り入れた献立を作成している。衛生マニュアルおよび調理員マニュアルを作成し、調理員の衛生観の統一を図っている。さらに、保健所による衛生監視指導を受け、衛生管理点検表を用いて日々の衛生管理の記録を行っている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	①・b・c
<p><コメント></p> <p>単独通所では連絡帳や送迎時の対話、必要に応じた電話連絡で保護者と情報交換を行っている。毎月のお便りには活動内容やねらいを記載し、親子参加の行事や土曜の親子療育を実施している。親子通所では、活動目的を掲示し事前に保護者へ周知したり、随時共有したりしている。施設全体として個別支援計画の作成・見直し・モニタリングを行い、担当職員は月ごとにケース記録、専門職は支援記録を作成している。職員間の連携が保護者を含めて子どもの生活を支えていくと理解し、家庭との連携を丁寧に行い職員間で情報を共有している。</p>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	①・b・c
<p><コメント></p> <p>連絡帳での情報共有に加え、担当職員、児童発達支援管理責任者による個別懇談、心理・言語・食事・栄養など専門職による相談体制も整備している。さらに、家庭訪問・面談などを通して家庭との連携を図っている。療育時間外や土曜日にも必要に応じて相談や面談を実施している。相談を受けた職員は書類を作成し、担当や児童発達支援管理責任者へ情報共有し支援に活かしている。また、所長や専門職と連携し助言を受けられる体制を整えており、定期的に多職種会議を行っている。保護者が安心して子育てができるよう、学校の長期休暇にはきょうだい支援にも取り組んでいる。</p>			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	①・b・c
<p><コメント></p> <p>身体計測や日々の親子とのコミュニケーション、トイレ介助などの関わりを通して、子どもの心身の変化に気づけるよう努めている。虐待など権利侵害の可能性がある場合は、職員間で速やかに共有し、必要に応じて関係機関と連携している。心理相談や相談支援事業所へ繋ぐことで、保護者の負担軽減にも取り組んでいる。疑いのあるケースがある場合は、会議を開催し、その後のフォローを継続し、ケース会議の記録は残している。毎月虐待防止委員会を開催し、全職員が研修を受講して理解を深めている。こども発達センター等の会議に参加し、関係機関との連携を強化している。虐待防止マニュアルを整備し、研修を行い、職員がいつでも確認できる体制を整え、虐待対応の予防に努めている。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a・②・c
<p><コメント></p> <p>ケース記録や夕会での情報共有・意見交換を通して主体的に振り返りを行い、人事評価シートに基づく自己評価にも取り組んでいる。子ども理解・支援の質を高めるために、その過程をケース記録やモニタリング、アセスメントに反映している。研修後は報告を行い、職員間で学び合う機会を設け、意見交換を行い意識向上に努めている。同時に専門職との情報共有や話し合いを通して専門性を高め、療育・支援の改善を図っている。専門性を高めるために細かな取り組みが行われているが、今後は、それらを個々の療育の振り返りやモニタリングの成果・アセスメントでの気づき、研修成果等を基に自己課題をまとめて記録を綴り、個々の職員の専門性を高めるという視点で、個別のラーニングストーリーとして残し、その記録を職員が互いに閲覧して自分の専門性を振り返り、さらに進化できることについて検討されたい。</p>			